

# I 平成27年国勢調査の概要

## 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査はその20回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成22年国勢調査は大規模調査です。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容を見ると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されています。

## 調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

## 調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総務省令（昭和59年総理府令第24号）

## 調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行いました。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成27年国勢調査では、次に掲げる事項について調査しました。

### (1) 世帯員に関する事項(13項目)

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| ア 氏名        | ク 5年前の住居の所在地           |
| イ 男女の別      | ケ 就業状態                 |
| ウ 出生の年月     | コ 所属の事業所の名称及び事業の内容（産業） |
| エ 世帯主との続き柄  | サ 仕事の種類（職業）            |
| オ 配偶の関係     | シ 従業上の地位               |
| カ 国籍        | ス 従業地又は通学地             |
| キ 現住居での居住期間 |                        |

### (2) 世帯に関する事項(4項目)

- ア 世帯の種類
- イ 世帯員の数
- ウ 住居の種類
- エ 住宅の建て方

## 調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局 — 都道府県 — 市町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員の流れにより行いました。

調査の実施に先立ち、平成 27 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定されています。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されています。

平成 27 年国勢調査は、総務大臣により任命された調査員、又は調査事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）により、以下に掲げる方法により行いました。

ア 調査員等は、担当する調査区内の全世帯を訪問・面接し、世帯ごとにオンライン調査回答用 ID を配布する。世帯は、所定の期間においてオンライン調査システムにアクセスし、回答を行う。

イ アの期間終了後、調査員等はオンライン回答が得られていない世帯を、指導員又は市町村からの連絡により把握し、同世帯を訪問・面接の上で調査用等を配布する。世帯は、記入済み調査票について、そのまま調査員等に提出する方法、所定の封筒に封入して調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し提出する。

ウ 調査員等は、調査票回収期間に、調査票を配布した世帯を訪問し提出状況を確認するとともに調査票を回収する。

エ 調査票回収期間の後、全世帯に調査票提出の確認状を配布し、世帯からの調査票の提出を促進する。

オ 調査員等は調査票の提出が確認されていない世帯（未提出世帯）を指導員又は市町村からの連絡により把握し、訪問・面接の上調査票を回収する。

また、この期間において、世帯員の不在等の事由により世帯と面接ができなかった場合には、調査員等が当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目をその近隣の世帯等から聴取（聞き取り調査）することにより、人口・世帯の把握漏れを防止する。